

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第10号

令和7年6月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和7年5月10日

さいたま市桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

登録を行う日 令和7年6月2日